

# 国立大学法人東京外国語大学基金委員会規程

〔平成21年 6月23日〕  
規 則 第129号

改正 平成24年 3月27日規則第30号 平成27年 3月24日規則第12号  
平成29年 7月25日規則第45号 令和 2年 3月10日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学基金規程第10条第2項に基づき、基金委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する副学長又は学長補佐
- (4) その他学長が指名する者
- (5) 総務企画部長
- (6) 大学に関し広く高い見識を有し、且つ東京外国語大学基金（以下「基金」という。）の運営に関し的確な意見を具申する者 若干名

(所掌事項)

第3条 委員会は、基金の管理運営に関わる次の事項を所掌する。

- (1) 基金の事業計画に関する事項
- (2) 基金の予算及び決算に関する事項
- (3) 基金の受入れ及びその運用に関する事項
- (4) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金の使途に関する事項
- (5) その他基金の運営に関する事項

(会議の招集及び議長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1号に定める委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会は、審議結果について役員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、関係課の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 国立大学法人東京外国語大学基金委員会規程（平成16年4月1日規則第145号）  
は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月10日から施行する。